

## 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

### 1. 改正の趣旨

平成 29 年通常国会で成立した遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 18 号。以下「改正法」という。）を踏まえ、改正法による改正後の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「新法」という。）第 35 条の 2 の「主務大臣」を規定するための改正を行う。

### 2. 改正の内容

新法第 35 条の 2 における、環境大臣が新法第 3 条第 4 号等の環境省令を制定・改廃する場合や、新法第 10 条第 3 項等の規定による命令をしようとする際に協議する主務大臣を、以下のとおり定める。

#### 新法第 35 条の 2 第 1 号関係

制定・改廃大臣	協議受け大臣
環境大臣	財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

#### 新法第 35 条の 2 第 2 号関係

使用等の類型		命令大臣	協議受け大臣
第一種 使用等	研究開発段階にある 遺伝子組換え生物等	環境大臣	事業所管大臣及び 文部科学大臣
	その他の遺伝子組換 え生物等	環境大臣	事業所管大臣及び 物資所管大臣
第二種 使用等	研究開発目的	環境大臣	事業所管大臣及び 文部科学大臣
	その他	環境大臣	事業所管大臣
譲渡等	—	上記の第一種使用等及び第二種使用 等の分類に従う。	

### 3. 施行

改正法の施行の日